

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「時代をリードする価値ある商品・サービスを提供し、美しく豊かなクルマ社会の実現に貢献する」という経営理念の下、法令を遵守し公正かつ良識ある企業活動を展開のうえ、信頼されるパートナーとなることを目指しております。こうした中、当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権電子行使の環境作り、招集通知の英訳】

議決権の電子行使につきましては、株主、投資家の皆様のご意見ご要望を参考にしつつ、各種手続き、費用等を勘案し検討を進めて参ります。また、招集通知の英訳につきましても外国人株主比率等の推移を踏まえ、今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社が属する自動車部品、自動車用品、自動車関連機器業界においては、厳しいグローバル競争を勝ち抜き、成長を継続していくために、開発、生産、販売等の過程に於いて、様々な協力関係が必要と考えております。当社では、事業戦略や事業戦略上のメリットを総合的に勘案し、中長期的な当社企業価値の向上に資すると考えられる場合に政策保有株式を保有致します。

2018年8月の当社取締役会において、上記に基づき5銘柄を継続保有していくこととしております。

2. 議決権行使に係る基準

当社保有株式の議決権行使は、発行会社の健全な発展に寄与し中長期的な企業価値向上に繋がるかどうか、法令や企業倫理に反しないかを総合的に判断し、議決権の行使を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会に付議すべき経営上の重要事項を取締役会規則で明確にし、取締役の競業取引、利益相反取引及び主要株主を含む顧客との重要取引、多額の投融資や設備取得等は、適時適切に取締役会に付議し、会社及び株主全体の利益に資するよう、審議しております。なお、親会社との取引が発生する場合には、親会社との関係で利益相反のある取締役以外の取締役で審議をし、決議することとなっております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めます。

併せて、当社は、年金資産の運用、退職給付会計に関する事項について、適切かつ効率的な運営に資するために、最高財務責任者を委員長とした年金運営委員会を設置しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 当社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画

1) 当社は、目指すところとして以下の経営理念、経営指針、行動指針を定めております。

経営理念

時代をリードする価値ある商品・サービスを提供し、美しく豊かなクルマ社会の実現に貢献する

経営指針

・健全な会社、利益を伴った持続的成長

・お客様志向

・クロスファンクショナルかつグローバルな取り組み

・法令を遵守した公正かつ良識ある企業活動

行動指針

・改善とスピード

・自由な発想とオープンなコミュニケーション

・信頼されるパートナー

2) 当社の2020年度中期経営計画は、「ものづくり力の強化とグローバル収益構造の変革」を中期ビジョンに据え、ビジョン達成のために強化する三つの柱を、「1. 強い商品の構築」「2. 最高品質の追求」「3. グローバル事業基盤の強化」としております。詳しくは当社ホームページ(<http://www.faltec.co.jp/>)をご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、継続的な成長により中長期的な企業価値の向上を図り、株主、従業員、取引先、地域社会等様々なステークホルダーの利益を継続的に拡大させることが責務であると考えております。当社は、コーポレートガバナンスを、株主をはじめとする様々なステークホルダーの立場を踏ま

え、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みと認識し、下記基本方針を定めております。

基本方針

- 1) 株主の権利の平等性確保
- 2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 3) 適切な情報開示と透明性の確保
- 4) 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すべく、取締役会の役割・責務を明確にして適切に実行
- 5) 株主との建設的な対話の実践

3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」、「1 機関構成・組織運営に係る事項」、「【取締役報酬関係】」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

4. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役・監査役候補の指名及び取締役から選ばれる最高経営責任者ならびに最高財務責任者等の経営陣幹部の選解任にあたっては、適格かつ迅速な意思決定能力、豊富な専門知識と高い見識、適材適所、業務執行能力、統率力、理解力、革新への意欲、実行力、企画力、適法マインド等の観点より総合的に検討しております。

取締役・監査役候補及び経営陣幹部の選任は、指名報酬委員会にて審議し、取締役会決議（監査役候補については監査役会の同意を得たうえで）により決定いたします。

経営陣幹部の解任手続きは代表取締役の適性に関する特別委員会において、業務執行の適正性の評価を行い、取締役会に対して提言及び必要に応じた勧告が行われ、これを受けて取締役会決議にて決定いたします。

また、取締役・監査役の解任手続きは、指名報酬委員会にて審議し、その結果を受けた取締役会決議（監査役候補については監査役会の同意を得たうえで）により、株主総会に付議する解任議案を決定いたします。

5. 取締役・監査役及び経営陣幹部の選解任にあたっての個々の説明

取締役・監査役の選解任に当たっての個々の説明は、株主総会の招集通知に掲載しております。

社外取締役・社外監査役の選解任に当たっての個々の説明は、株主総会の招集通知ならびに本報告書の「Ⅰ. 【取締役関係】会社との関係（2）」及び「Ⅰ. 【監査役関係】会社との関係（2）」に掲載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会を法令又は定款で定められた事項の他、経営の基本方針・中期事業計画・投融資等、取締役会規則、並びに職務権限規程に規定された経営に係る重要事項の意思決定を行う機関であると共に、業務執行の監督を行う機関として位置付けております。また、業務執行に関しては、執行役員制度を採用の上、職務権限規程により各取締役・執行役員・従業員に権限委譲を行っております。更に、月1回以上開催される経営会議や週次で開催されるCorporate Officers Meeting (COM)、年2回以上開催されるリスク管理委員会、及びコンプライアンス委員会にて経営課題の共有と審議を行い取締役会に報告する等、意思決定の透明性・迅速性を確保する体制を取っております。また、取締役会の他に社外役員が出席する予実算会議にて業務の進捗確認を行っております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に該当し、企業経営に於ける高い見識や経験をもとに当社の経営に対し、独立した客観的な立場から建設的な指摘・提言を行えることを要件としております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性、規模】

当社は、取締役会にて的確、迅速、公正な意思決定が行われ、会社の持続的成長と中長期的企業価値の向上が図れるよう、定款にて取締役の員数を9名以内としております。その為、取締役の選任に当たっては、社外取締役を含め、専門分野、知識、経験、能力やグローバルな視点等多様性を勘案しつつ、高い見識と豊富な業務経験、及び強い業績貢献意欲を有する人材を選任の上、取締役会全体として最適な知識、経験、能力のバランスが確保されるよう努めております。なお、取締役候補の選任に当たっては、社外役員4名、社内役員3名からなる指名報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決議することとなっております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社役員を兼任する場合には、合理的な範囲に留めるよう努めております。実際の兼任状況につきましては、当報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」、「1 機関構成・組織運営に係る事項」、「【取締役関係】」、「会社との関係（2）」及び「【監査役関係】」、「会社との関係（2）」をご参照下さい。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性分析・評価】

当社は、取締役会の現状について正しく理解し、より実効性を高めるため各取締役・各監査役へアンケートによる評価を実施いたしました。この結果を通じ、当社取締役会は、社外役員の意見も含め、建設的な議論が行われ、取締役会の構成・運営・議題・支える体制等各項目を通して、全体として実効性が確保されていると評価を受けました。一方でアンケート結果を通じ、課題も認識いたしました。これらを踏まえ今後も取締役会の実効性の向上と継続的な改善に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役について、経営者・役員として習得しておくべき法的知識を含め、役割・責務の理解促進を図っております。今後、社外研修の受講や外部講師を招いた社内研修も実施し、コンプライアンス対応等、近時の潮流を見据えたトレーニングを行ってまいります。社外取締役、社外監査役については、会社の事業構造や機能等だけでなく、当社の多種・多様な製品ラインナップを深く理解するための説明会を開催し、役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企画室が中心となり、社内各部署と連携の上、決算説明会等のIR活動を行う他、機関投資家との建設的な対話を実施しております。また、決算説明会の資料は、当社ホームページ(<http://www.faltec.co.jp/>)にも掲載の上、株主の皆様の当社に対する理解が広く得られるよう努めております。株主の皆様との対話を通して把握した株主の皆様からの意見等は、適宜集約の上、経営陣及び関係部門にフィードバックし、情報の周知共有を行っております。なお、インサイダー情報の管理に関しては、「内部者取引防止管理規程」を制定し、管理を行っている他、「会社情報適時開示規程」により、公正・適正な適時開示を行う体制を整えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TPR株式会社	5,207,100	55.52
GUANGDONG TGPM AUTOMOTIVE INDUSTRY GROUP CO., LTD.	444,408	4.74
SRG GLOBAL, INC.	377,655	4.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	182,400	1.94
株式会社JCU	180,000	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	95,700	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	69,700	0.74
ファルテック従業員持株会	46,600	0.50
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 13000000	45,100	0.48
戸井田 和彦	41,700	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	TPR株式会社 (上場:東京) (コード) 6463

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、主要株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、職務権限規程に基づき、社外取締役2名を含む取締役会において決議を行い、少数株主の保護に努めて参ります。また、当社では社外監査役2名を含む監査役が取締役会に出席し、監査役会にて適切な監査意見を形成するプロセスを経ることで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保して参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の筆頭株主かつ主要株主であるTPR(株)は、当社の議決権の55.5%を所有しております。親会社グループと当社グループは、同じ自動車業界に属しておりますが、両社グループの事業領域が異なり、明確な棲み分けがなされておりますので、当社グループの独立性は維持されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 新	他の会社の出身者											
田島 幸広	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 新	○	過去に当社の取引先であるダイハツ工業株式会社及びそのグループ会社の業務執行者を歴任しております。	他の会社の常務取締役など豊富な経営者経験を有しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため。
田島 幸広	○	過去に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の業務執行者及び同社の顧問を歴任しております。	他の会社の常務執行役員など豊富な業務執行者経験を有しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	3	2	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	3	2	0	2	その他

補足説明

「その他」欄及び「委員長(議長)」欄は、社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役全員、監査法人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、情報の共有化と監査効率を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉野 保則	公認会計士													
平野 高志	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉野 保則		過去に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の業務執行者として勤務しておりました。	公認会計士として、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため。

平野 高志		——	弁護士として、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため。
-------	--	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

業務執行に携わる常勤取締役の業績連動報酬は、毎事業年度の経営会議において決定される業績賞与支給基準により算出しております。前事業年度の業績連動報酬の額は、業績連動報酬に係る指標に基づき報酬総額を算定し、役員ごとの報酬額は貢献度合いに応じ決定します。当事業年度以降の業績連動報酬の額の決定方法は、本書提出日現在決定されておりません。前事業年度の業績連動報酬に係る指標は、FY20中期経営計画において経営上の目標の達成状況を判断する指標の中で、収益性を判断する指標として掲げた連結営業利益であります。前事業年度の連結営業利益の目標は2,000百万円としました。これに対して、前事業年度の連結営業利益の実績は2,058百万円となりました。前事業年度実績に伴う業績連動報酬は、報酬額が決定された後、当事業年度以降の報酬に加算されます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

——

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、当社グループ各事業年度の業績向上並びに中長期的な企業価値の増大を念頭に、他社水準等を考慮の上、当社取締役、監査役に求められる能力及び責任に見合った水準に設定するものとしております。

業務執行に携わる常勤取締役の報酬は、上記基本年俸に加え、各事業年度の会社業績及び個人業績に連動する加算報酬により構成されます。

また、役員報酬は、指名報酬委員会の諮問を受けた後、決定されます。指名報酬委員会では、報酬体系ガイドライン及び各役員の報酬につき審議いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に、取締役会資料の事前提供及び重要会議の資料や議事録の提供を行っております。
社外監査役の活動の支援として、常勤の社内監査役及び専任の監査役スタッフより、社内情報の伝達、監査役会資料の事前提供等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
横田 昭治	顧問	営業部門への助言、取引先対応	常勤・報酬有り	2018/06/26	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

取締役会は月1回以上開催しています。主に、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により、業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。社外取締役は経営者としての豊富な経験や高い見識を持ち、独立した立場からの監督機能としての役割を果たしております。なお、業務執行については執行役員制度を採用しており、執行役員及び従業員に権限委譲しております。

b. 経営会議

業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主なメンバーとした経営会議を月1回以上開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に関する重要事項について、審議決定すると共に取締役会に上程すべき議題(決議事項・報告事項)について決定しております。

c. 指名報酬委員会

取締役会の諮問機関として、取締役および監査役を委員(委員の半数は社外役員)とした指名報酬委員会を設置しており、取締役および監査役の指名に関する事項及び取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し答申を行っております。

d. 代表取締役の適正に関する特別委員会

社外役員を委員とし、代表取締役の業務執行の適正に関する評価を行い、これに基づき取締役会に対して提言及び必要に応じた勧告を行う代表取締役の適正に関する特別委員会を設置し、代表取締役の職務の執行を監督しております。

e. リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会

リスク管理委員会は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、部署長をメンバーとして年2回以上開催し、リスク管理活動を円滑に実践、かつ徹底し、リスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

また、コンプライアンス委員会は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、部署長を委員として年2回以上開催し、法令遵守を円滑に実践、かつ徹底を図っております。

f. 監査役会

当社は監査役会設置会社です。監査役会は社外監査役2名を含む計4名の監査役で構成されており、うち2名が常勤監査役です。各監査役は取締役会に常時出席するとともに監査役監査基準に従い、取締役の職務執行及び取締役会の意思決定の監査を行っています。また、全監査役で構成する監査役会においては、監査報告の作成及び監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法等監査役の職務の執行に関する事項の決定を行っております。監査役会は月1回以上開催しております。監査役は取締役会やその他重要な会議への出席や取締役及び執行役員の職務の状況を聴取する等を通して、職務の執行状況を監査しております。また、代表取締役とも定期的な会合を持ち、意見交換を行っております。監査役相互には、監査役会において情報共有を図るとともに監査室からは定期的に監査計画及び監査結果の報告を受けております。また、監査役は会計監査人からも監査計画及び監査結果の報告を受け、その妥当性を確認しております。

g. 監査室

当社の監査室(4名)は、年度監査計画に基づき、定期的に当社各部門及び国内・海外子会社の業務執行状況や法令への適合状況等について内部監査を行い、監査結果に対する改善の進捗状況を継続的に確認しております。内部監査の結果については、内部監査結果通知書を作成し、監査対象部署に改善を指摘しております。監査対象部署は、指摘事項について、通知後速やかに指摘事項に対する措置回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

また、コンプライアンス及びJ-SOXに係る監査を実施しております。監査室と監査役は、月次定例監査役会の内部監査報告に加え、随時の常勤監査役と監査室メンバーとのミーティングにおけるリスク認識の意見交換等により、連携強化を図ります。

h. 会計監査人

当社は会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を選任し、会社法監査及び金融商品取引法に基づき監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会を設置、社外監査役の参画により、取締役の職務執行及び取締役会の意思決定を適正に監査する体制があり、取締役会に社外取締役を招請し、専門的、第三者の見地から取締役の業務執行を監督する体制も構築しており、コーポレート・ガバナンス上有効な体制と考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会の開催日につきましては、開かれた株主総会を目指した開催日を適宜検討、設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回～2回の定期開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、株主通信等の掲載をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ファルテックグループ行動規範、会社情報適時開示規程等、ステークホルダーの立場を尊重する規程を整備しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報適時開示規程を整備しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

下記内容について2019年5月23日の取締役会において決議しております。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、社会の一員として法令及び定款に適合した公正、透明かつ効率的な事業活動を推進し社会的責任を果たす。

1) 取締役会を取締役会規則に基づき1ヶ月に1回以上開催し、重要な業務執行について審議、決定すると共に、取締役から業務執行状況の報告を受ける事などにより取締役の職務の執行を監督する。

2) 業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主なメンバーとした経営会議を月1回以上開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に関する重要事項について、審議決定すると共に取締役会に上程すべき議題(決議事項・報告事項)について決定する。

3) 社外役員を委員とし、代表取締役の業務執行の適正に関する評価を行い、これに基づき取締役会に対して提言及び必要に応じた勧告を行う代表取締役の適正に関する特別委員会を設置し、代表取締役の職務の執行を監督する。

4) リスク管理活動の円滑な実践とリスク情報の共有を目的として、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、部署長をメンバーとしたリスク管理委員会を設ける。

5) 法令遵守の基本方針並びに遵守事項の徹底を図ることを目的に、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、部署長をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設ける。

6) 「ファルテックグループ行動規範」を制定し当社及び当社グループに所属する全員が法令・規則等並びに社内規程の遵守を推進する。

7) 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

8) 当社業務の有効性・効率性及び法令遵守を確保するために内部監査部門による内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告されるほか定期的に取締役会に報告される。

9) 当社は財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産管理規程等の当社諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じてリスク管理規程等関連する社内規程に基づき、リスク管理委員会並びに各部門で適切に対応する。大規模地震等の非常災害発生に備え、対応組織の整備、情報連絡体制の構築、並びに定期的な防災訓練の実施等適切な対応体制を構築する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要事項については、取締役会や経営会議において適宜審議決定し、また業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主たるメンバーとしたCOM (Corporate Officers Meeting) その他の報告会議体において情報共有する等、効率的な業務運営を実施する。各取締役は、役員規程、職務権限規程に基づき指定された決定権限の範囲内で、担当業務について決定し執行する。取締役は、3ヶ月に1回以上、職務の執行状況について取締役会に報告する。また内部監査部門は、効率的な取締役の業務執行がなされるよう内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は代表取締役並びに業務を担当する取締役の指揮命令の下、ファルテックグループ行動規範並びにコンプライアンス規程等社内規程に基づき職務の執行を行う。使用人の職務の執行は業務執行手続や報告等を通して、取締役の監督を受ける。

またコンプライアンス委員会を定期的に開催し法令遵守の徹底を図ると共に内部監査を実施しその結果を代表取締役社長に報告する。

更には監査部門、監査役及び外部弁護士を窓口とした内部通報体制を構築し、通報者の保護を図りつつ公正な職務の遂行を確保する体制を確立する。内部通報の情報についても定期的に取締役会に報告される。

f. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は親会社と相互に経営の独立性を維持しながら企業グループを形成し、親会社と共にグローバルな自動車業界でのプレゼンスを高めている。親会社からの独立性の維持にあたり親会社と当社の利益相反に十分留意する。

また当社及び当社子会社よりなる当社企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう当社は当社子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。

1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社管理規程により各子会社の承認事項、報告事項を定め、当社決裁権限者が承認、報告受領する体制を構築する。当社各部門は子会社との連携を密接にし、子会社における重要な業務の進展に関与する。

2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は各子会社に対し経営に関する重要な計画を策定させると共に、各子会社から業績並びに業務の進展状況に係る報告を定期的に受領し、定期的に当社取締役会に報告する。各子会社はリスク管理規程を制定の上リスク管理を実行し、リスク管理上重要な発生事実に関しては、発生後直ちに発生事実報告を当社あて提出する体制とする。

3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社各部門が子会社の重要な業務に関し本社会議体を活用した協議、指導助言を行うほか、当社子会社管理規程並びに各子会社の職務権限規程により子会社取締役等の決裁権限を規定し、子会社の業務遂行が効率的に行われる体制を構築する。

4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

ファルテックグループ行動規範をグループ各子会社に展開し、誓約書提出及び継続的な誓約書確認によりコンプライアンス意識の維持、向上を図ると共に各子会社がコンプライアンス規程を制定の上、法令並びに定款の遵守を図る。

当社内部監査部門が子会社の内部監査も行うほか、当社内部通報窓口は子会社からの通報にも対応する体制とする。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当社監査役と協議の上、必要に応じて当社監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、当社取締役から独立しており監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

i. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては監査役会との事前協議を要するものとする。

j. 監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役が報告すべきと定めた事項、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実のほか当社の業務執行上重要と判断される事項について監査役に報告する。また内部通報窓口への通報についても監査役に報告する。

2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生及びファルテックグループ行動規範や法令等に対する違反を監査役に報告する。内部通報窓口に対するグループ各社からの通報についても監査役に報告する。

k. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

当社は監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社並びに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。また内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益取扱いを禁止する。

l. 監査役職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役又は監査役会が監査の実施のために、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定、その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを承認するものとする。

m. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役は、監査役職務の執行のための必要な体制(監査環境)の整備に留意する。

監査役は取締役会の他重要な会議に出席すると共に、当社が保存・管理する資料等を閲覧できるものとする。代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を高めるため定期的に会合を持つこととする。

監査役監査の有効性を確保するため、当社及び当社グループの内部監査を実行する当社監査部署は、毎月監査役に対して監査報告を行う。監査役は、監査役監査基準に従い、当社及び当社子会社の取締役職務執行及び取締役会の意思決定の監査を通して、監査役監査の有効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「ファルテックグループ行動規範」を定め、法令・規則等及び社内規程の遵守、透明性の確保等につき全役員・従業員に周知徹底を図っております。ファルテックグループ行動規範にある“透明性の確保”に準じ、反社会的勢力関与防止に取り組んでおります。

社内体制としては、総責任者を総務担当役員、事務局を総務部とし、当企業集団の反社会的勢力関与防止の対応状況につき情報が集約される体制になっております。また、定期的開催されるコンプライアンス委員会にも報告され情報共有を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

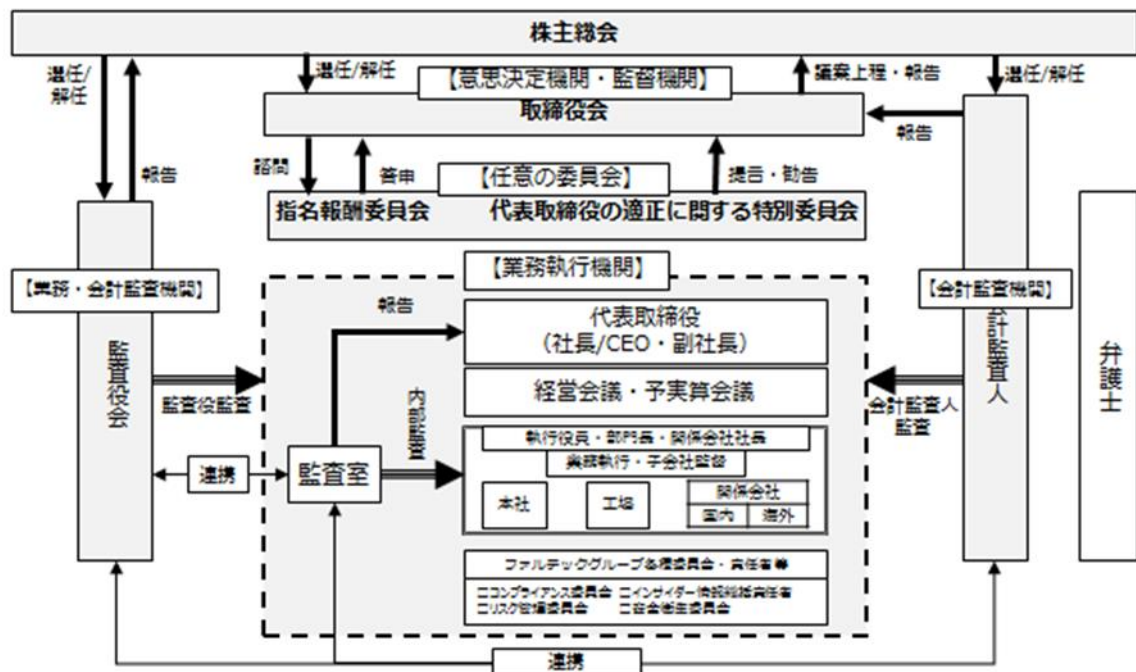
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制については、「会社情報適時開示規程」を定め、取締役会で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、並びに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

